

税からのお知らせ

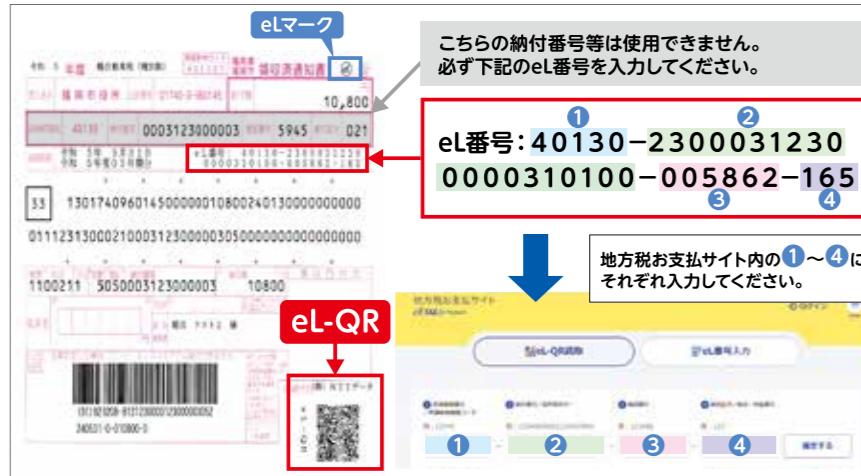
納付方法の拡大・原付バイク等の手続きについて

令和5年度から納付方法が拡大します！

- 令和5年4月からこれまでの納付方法に加え、納付書に印刷されている地方税統一QRコード「eL-QR」や「eL番号」を利用して、パソコンやスマートフォンなどから、簡単・便利に納付できるようになりました。

納付の手続きはとっても簡単！
24時間いつでもどこでも納付が可能に！

- ①地方税お支払サイトにアクセス
- ②パソコンやスマートフォンで納付書に印刷されたeL-QRを読み取るかeL番号を入力



- ③クレジットカード払いやインターネットバンキングなど、様々な決済手段から希望のお支払方法を選択して手続き
- ※スマホ決済アプリの場合は、アプリを起動し、直接eL-QRを読み取るだけでお支払い手続きができます。

Q どの税目で利用できますか？

令和5年度の課税分から次の税目でご利用可能です。

- 市県民税（普通徴収） ■軽自動車税（種別割）
- 固定資産税・都市計画税・固定資産税（償却資産）

Q いつ利用できますか？

地方税お支払サイトは24時間365日利用できます。

- ※利用時間帯によっては選択できない支払方法があります。
※システムメンテナンス時間を除きます。

Q どのような決済手段が利用できますか？

地方税お支払サイトでは、様々な納付方法から選択できます。

- ・クレジットカード払い
- ・インターネットバンキング
- ・口座振替（ダイレクト方式）
- ・ペイジー番号発行

※金融機関によって利用できる納付方法が異なります。

※地方税お支払サイト以外での納付方法については、福岡市ホームページでご確認ください。

福岡市 納付方法 検索

- 【注意事項】**
- ①クレジットカード払いの手続きサイトが、これまでの「福岡市税クレジットカードお支払サイト」から「地方税お支払サイト」に替わります。
 - ②地方税お支払サイトやスマホ決済アプリで納付された場合、領収証書が発行されません。
領収証書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口に納付書を持参して納税を行ってください。

原付バイク等の手続きについて

1 原付バイク等の手続きでオンライン申請ができます！

オンライン申請できる手続き

- 新規登録
- 廃車申告
- 名義変更(新・旧所有者がともに福岡市ナンバーの場合に限る)
- 新規登録受付書・廃車申告受付書の再交付申請



窓口に行かなくても、
いつでも便利に申請できる！

福岡市 原付バイク オンライン申請

検索

詳しい手続きについては
こちらから



2 原付バイク等の受付窓口が変わりました

区役所課税課にあった原付バイク等の申請受付窓口が博多区役所9階の資産課税課に変更になりました。

新担当課
〒812-8512
福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号
博多区役所 9階
財政局 資産課税課 軽自動車税係
電話番号：292-1604

3 原付バイク等のナンバープレートが変わりました

原付バイク等を登録する区の「区名を表記」したものから「福岡市表記」に変更になりました。

各区の頭文字を表示



旧ナンバープレートイメージ

福岡市と表記



新ナンバープレートイメージ

※旧ナンバープレートは
引き続き利用できます。

